

【記載例 3-2】 先の増改築等した部分に係る住宅借入金等と後の増改築等した部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けるとき

控除額

平成 16 年 12 月 31 日における住宅借入金等の金額につき異なる居住年等ごとに区分し、その区分した居住年等に係る住宅借入金等ごとに計算した控除額の合計額（控除限度額 50 万円）（措法 41 の 2）

設 例

居住開始年月日	平成 11 年 1 月 15 日
増改築等の費用の額 / うち居住用	7,000,000 円 / 7,000,000 円
住宅借入金等に関する事項	
住宅借入金等の内訳	住宅のみ
年末残高（当初借入金額）	4,200,000 円（6,000,000 円）
居住開始年月日	平成 16 年 11 月 20 日
増改築等の費用の額 / うち居住用	5,000,000 円 / 5,000,000 円
住宅借入金等に関する事項	
住宅借入金等の内訳	住宅のみ
年末残高（当初借入金額）	4,900,000 円（5,000,000 円）

[控除額計算明細書]

2 新築又は購入した家屋等に係る事項		3 増改築等をした部分に係る事項	
居住開始年月日 ㉑	平成 年 月 日	居住開始年月日 ㉒	平成 16 / 11 / 20 11 / 15
取得対価の額 ㉓	円	増改築等の費用の額 ㉔	5,000,000 7,000,000
総（床）面積 ㉕	㎡	うち居住用部分の金額 ㉖	5,000,000 7,000,000
うち居住用部分の（床）面積 ㉗	㎡		

※ ㉔の金額が100万円を超えるときに、増改築等に係る住宅借入金等特別控除を受けることができます。

4 控除証明書の要否
平成17年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の文字を○で囲んでください。 要する

5 住宅借入金等特別控除額の計算（次の該当する算式により計算します。）

住宅借入金等の年末残高の合計額 ㉘	4,900,000 4,200,000	※ 「住宅借入金等特別控除額の計算の基礎となる住宅借入金等の年末残高の計算明細書」を使った場合には、その計算明細書の㉙の金額を転記します。
-------------------	------------------------	---

居住の用に供した日等	住宅借入金等の年末残高の合計額	住宅借入金等特別控除額（100円未満の端数切捨て）
平成11年1月1日以後に居住の用に供した場合	㉙ 円 × 0.01 =	（最高50万円） .00 円
平成11年1月1日から同年3月31日までの間に居住の用に供した場合で「経過措置の計算方法」を選択した場合	㉚が2,000万円以下のとき ㉙ 円 × 0.01 =	.00 円
	㉚が2,000万円を超えるとき ㉙ 円 × 0.005 + 10万円 =	（最高25万円） .00 円
阪神・淡路大震災の被災者の家屋の再取得等の場合	㉛が1,000万円以下のとき ㉙ 円 × 0.02 =	.00 円
	㉛が1,000万円を超え、2,000万円以下のとき ㉙ 円 × 0.01 + 10万円 =	.00 円
	㉛が2,000万円を超えるとき ㉙ 円 × 0.005 + 20万円 =	（最高35万円） .00 円

控除額： 4,200,000 円 × 0.01 + 4,900,000 円 × 0.01 = 91,000 円（100 円未満の端数切捨て）

(注) 1 控除額計算明細書の「5 住宅借入金等特別控除額の計算」欄（「住宅借入金等の年末残高の合計額」欄を除く。）については、記載を要しない。

(注) 2 申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の増改築等した部分に係る居住開始年月日と後の増改築等した部分に係る居住開始年月日のいずれも記載する。